

アプライアンス・サービスに関する特則

第1章 – 一般条項

本「アプライアンス・サービスに関する特則」(以下、「本特則」といいます。)の条件は、「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」または「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」の条項に追加されるものであり、お客様が IBM または「認定 IBM ビジネス・パートナー」から IBM の「アプライアンス」の保証および保守サービスを取得する場合に適用されます。お客様は、以下に記名・押印することにより、修正なしに「本特則」の条件に同意したものとします。「本特則」で定義されていない用語は、「本契約」の定義によります。

1. 定義

「お客様交換可能ユニット」(以下、「CRU」といいます。)とは、「CRU」(例えば、キーボード、メモリーまたはハード・ディスクなど)と指定される「機械コンポーネント」の部品をいいます。

「仕様変更」(以下、「MES」といいます。)とは、「取引文書」に定める導入済みの「機械コンポーネント」への変更をいいます。これには、特に「機械コンポーネント」の構成の一部として導入されるリソースの一部または全部の増強が含まれますが、これらに限定されません。例えば、「MES」により、サーバーに対する処理容量もしくはメモリーまたはその両方の追加、ディスク記憶装置に対する記憶容量の追加、あらゆる「機械コンポーネント」に対する入出力アダプターの追加などを行うことができます。「MES」により、「機械コンポーネント」の機能の追加もしくは取り外し、または「機械コンポーネント」の機能、モデルもしくは「機械コンポーネント」の種類に移行を行うことができますが、特定の「機械コンポーネント」に対して IBM が発表レターで指定した範囲に限るものとします。

「サービス」とは、IBM がお客様に提供する作業、支援、サポートの実行、またはリソースへのアクセス(例えば、情報データベース)をいい、「取引文書」に定められます。「本特則」に基づき取得する「サービス」は、「対象製品」です。

「指定場所」とは、「サービス」が提供されるお客様の「エンタープライズ」の所在地をいい、「取引文書」に定められます。「指定場所」に提供されたすべての「サービス」には、「本特則」が適用されます。

「通常営業日」とは、各国または地域において一般に認められている1週間における営業日をいい、地域における祝祭日および国の法定休日を除きます。

「通常営業時間」とは、「通常営業日」における通常の営業時間をいいます。

「サービス期間」とは、IBM が「本特則」に従って特定の国で「サービス」を提供する期間をいい、「取引文書」に定められます。

2. 契約の構成

「本特則」は、「第1章 - 一般条項」および「第2章 - 各国固有の条項」(記載がある場合のみ)により構成されています。第2章では、第1章の条件に対する追加条件または変更条件が記載される場合があります。

3. 「サービス」の範囲

保証期間中および保証期間満了後の IBM の「アプライアンス」に対する「サービス」は、IBM の「アプライアンス」の「プログラム・コンポーネント」、「機械コンポーネント」、および該当する場合は「機械コード・コンポーネント」に対する特定の「サービス」から構成される単一のオフリングです。

必要に応じて、「本特則」に基づき「サービス」を取得する「指定場所」ごとに、「取引文書」を作成するものとします。

「取引文書」、「本特則」、および「本契約」間における諸条件に相違がある場合は、「取引文書」が「本特則」に優先し、また「本特則」が「本契約」に優先します。

IBMは「取引文書」に、「アプライアンス」、これに適用される「サービス」、「サービス期間」の追加条件および該当する場合は「指定場所」を定めます。

「アプライアンス・サービス」の詳細については、<http://www.ibm.com/software/appliance/support>に掲載の「IBM Passport Advantage Appliance Support Handbook」(以下、「アプライアンス・サポート・ハンドブック」といいます。)を参照してください。

4. IBM の責任

お客様が「指定場所」における「サービス」の契約を行う場合、IBMは、当該「サービス」を、「本特則」または適用される「取引文書」に定める「サービス」の記載で特定する条件および責任に基づいて提供します。

5. お客様の責任

お客様は、以下に同意するものとします。

- a. 該当する「サービス」に IBM がお客様に提供するアクセス・コード、電子診断ツールに対するアクセス、情報データベースまたはその他の「サービス」提供対象が含まれる場合、これらの利用は、お客様の管理の下で許諾された者のみに限定し、「取引文書」に定める「アプライアンスおよびサービス」のサポートの範囲に限定すること。
- b. 問題のリモートからの診断および修正のために、モデムまたはインターネット経由でお客様の「アプライアンス」へのアクセスを提供すること。お客様は、お客様の施設に必要なモデムおよび電話回線を用意し、お客様の「アプライアンス」への一時的なユーザー・アクセス権限を IBM に付与する責任を負うものとします。お客様は、これらのリモートからの作業の実施を自らの管理の下に行うことを保証するものとします。お客様は、次の事項に対して責任を負います。i) 「本特則」に基づく「サービス」に関してお客様が IBM に提供するデータおよびデータベースの内容、ii) データのアクセス、セキュリティー、暗号化、使用および伝送に関する手続きおよび管理方法の選択および導入、ならびに iii) データベースおよび保管データのバックアップおよびリカバリー。お客様の「アプライアンス」に対するリモート・アクセスが提供されない場合、問題の解決が遅延することがあります。
- c. IBM による別段の定めがない限り、それらの「サービス」へのアクセスに関連する通信費(電話およびインターネットの接続費用を含みますが、これらに限定しません。)を支払うこと。
- d. お客様の施設、ソフトウェア、ハードウェア、ネットワークまたはその他のリソースを IBM に提供する前に、IBM またはその従契約者が当該リソースを使用、アクセスおよび修正を行うのに必要な許諾または承認を、IBM が「サービス」を履行するのに必要な範囲で、速やかに取得すること。お客様が当該許諾または承認を速やかに取得せず、IBM の義務を履行に影響を与える場合、IBM のサービスを実行する義務はその範囲で免責されるものとします。お客様が当該許諾または承認を速やかに取得しなかったことにより、第三者が IBM に対して請求を提起した場合、お客様は、当該請求に関連して IBM が合理的に負担する費用および損害賠償金を IBM に対して弁済するものとします。
- e. 特定の「機械コンポーネント」の種類において、直接の問題報告、リモートからの問題判別および解決を行うために、リモート接続のためのツールまたは機器の導入および使用が要求されることがあること。
- f. IBM が定める「サービス」手順、または <http://www.ibm.com/software/appliance/support> に掲載の「アプライアンス・サポート・ハンドブック」に定める手順に従うこと。(これらの手順には、「アプライアンス」を最新の状態で維持するために IBM インターネット Web サイトからダウンロード、またはその他の電子メディアからコピーした「機械コード・コンポーネント」およびその他のプログラムの更新の導入を含みます。)
- g. これらの「サービス」(電子診断およびサービス提供設備を含みます)に基づき取得した情報を、お客様の「エンタープライズ」内での情報処理要求をサポートする目的に限り使用すること。

上記に加え、お客様は、IBM が「サービス」を提供する目的で、海外のリソース(現地採用している非永住者または世界各国の担当者)を使用することを認めるものとします。

6. 担当者

お客様および IBM は、「本特則」に基づく各自の義務を履行する能力を有し、自己の担当者の監督、指示、管理および報酬に関して責任を負う担当者を選任します。お客様および IBM は、かかる条件に従い、各自の担当者および従契約者の選任を決定するものとします。

IBM は、「サービス」の提供またはその支援のため従契約者を使用することができるものとします。この場合、IBM は「本特則」に基づく IBM の義務の履行および「サービス」の実施につき、なお責任を負うものとします。

7. IBM の「アプライアンス」に対する「サービス」(保証期間中および保証期間満了後)

7.1 提供時間

IBM がそれぞれの「アプライアンス」に対して「サービス」を提供する時間は、<http://www.ibm.com/software/appliance/support> に掲載の「アプライアンス・サポート・ハンドブック」に記載されています。

別段の定めがない限り、IBM は、「サービス」を、各国または各地域の「通常営業日」の「通常営業時間」において提供します。一部の「サービス」では、追加の提供時間をオプションで付加することができます。

7.2 「IBM 機械コンポーネント」の「サービス」(保証期間中および保証期間満了後)

IBM は、「機械コンポーネント」を所定の「仕様」どおりの状態に維持または回復するために、特定の種類の「サービス」を提供します。「機械コンポーネント」に利用可能な「サービス」の種類については、IBM からお客様に通知します。IBM は、自らの裁量により、i) 故障した「機械コンポーネント」に対する修理または交換を行い、また、ii) お客様の所在地またはサービス・センターのいずれかにおいて「サービス」を提供します。IBM は、「IBM 機械コンポーネント」に適用される特定の「技術変更」を管理および導入するほか、予防保守を実施することもあります。

いかなる IBM サービスの「アップグレード」も、i) 該当する場合には、指定されたシリアル番号が付与されている「機械コンポーネント」に対して導入されなければならないものとし、かつ ii) 「アップグレード」に適合できる「技術変更」レベルにある「機械コンポーネント」に限定されるものとします。

お客様が故障した「機械コンポーネント」を IBM に引き渡すことが必要な種類の「サービス」の場合、お客様は適切に梱包した状態で (IBM による別段の定めがない限り送料前払いで)、IBM が指定する場所に送付することに同意するものとします。IBM は、「機械コンポーネント」を修理または交換した後、別段の定めがない限り、IBM の費用負担でお客様に返送します。i) IBM の占有中、または ii) IBM が運送料を負担する輸送中に生じたお客様の「機械コンポーネント」の滅失破損については、IBM が責任を負います。

お客様は、以下に同意するものとします。

- a. お客様が所有しない「機械コンポーネント」に IBM がサービスを提供する場合、その所有者から承諾を得ること。
- b. 該当する場合、IBM が「サービス」を提供する前に以下を行うこと。
 - (1) IBM が定める問題判別およびサービス依頼手順に従うこと。
 - (2) 「機械コンポーネント」に含まれるすべてのプログラム、データ、および資産等を取り扱う「機械コンポーネント」の場合はこれらを保護すること。
 - (3) 「機械コンポーネント」の使用場所の変更を IBM に通知すること。
- c. 何らかの理由で「機械コンポーネント」を IBM に返却する場合、
 - (1) 「機械コンポーネント」からすべてのデータを確実に消去すること。かかるデータには、i) 「個人データ」と、ii) 機密情報または専有情報およびその他のデータが含まれますが、これらに限定されません。「個人データ」の除去または削除ができない場合、お客様は当該情報が準拠法の下で「個人データ」としてみなされなくなるように (匿名にするなどの手段で) 変換することに同意するものとします。

(2) IBM に返却する現金等を取り扱う「機械コンポーネント」から、すべての現金等を取り出すこと。IBM は、IBM が「機械コンポーネント」とともに提供していないいかなる現金等、プログラム、またはお客様が IBM に返却する「機械コンポーネント」に含まれているデータについても責任を負わないものとします。

(3) IBM は、「本契約」に基づく責任を履行するために、「アプライアンス」の全部または一部を海外に所在する他の IBM または第三者の拠点に送付する場合があります、お客様は IBM のかかる行為を認めるものとします。

7.2.1 交換

「サービス」が部品または「機械コンポーネント」の交換を伴う場合、IBM によって交換された旧部品または機械は IBM の所有物となり、交換部品または機械はお客様の所有物となります。お客様は取り外された部品が IBM 純正部品であり、変更されていないことを保証するものとします。取り付けられた交換部品または機械は新品でない場合もありますが、良好に稼働し、少なくとも交換された旧部品または機械と機能的に同等のものとします。取り付けられた部品または機械は、取り外された部品または機械に対する保証または「サービス」の条件を引き継ぎます。お客様は、IBM が部品または「機械コンポーネント」の交換を行う前に、IBM のサービスが適用されないすべての機構、部品、オプション、改造物、および付加物を取り外すものとします。お客様は、i) 部品または「機械コンポーネント」にその交換を妨げる法的義務または制限がないことを保証すること、および ii) 取り外された部品の所有権および占有権を IBM に移転することに同意するものとします。

「IBM 機械コンポーネント」の一部の「サービス」においては、IBM はお客様による取り付けのための交換品を提供します。かかる交換は、i) 「CRU」または ii) 「機械コンポーネント」全体である場合があります。お客様は、「CRU」または「機械コンポーネント」の取り付けを IBM に依頼することができますが、有償となる場合があります。IBM は、お客様の「機械コンポーネント」とともに、またお客様の要求に応じていつでも情報および交換手順を提供します。IBM は、故障した「CRU」または「機械コンポーネント」を IBM に返却する必要があるかどうかを、交換品とともに出荷する資料にて明記します。返却が必要な場合、返却の指示および返送用梱包材が交換品と一緒に送付され、故障した「CRU」または「機械コンポーネント」がお客様の交換品受領から 15 日以内に IBM に到着しない場合、お客様に対して交換品の代金が請求されることがあります。

7.2.2 適用除外

修理または交換「サービス」は、以下に対しては適用されません。

- a. アクセサリー、サブライ品、消耗品 (バッテリー、プリンター・カートリッジなど)、および構造部品 (フレーム、カバーなど)
- b. 不正使用、事故、修正、不適切な物理的環境もしくは稼働環境、またはお客様もしくは第三者による不適切な保守により生じた「機械コンポーネント」の損傷
- c. 「機械コンポーネント」もしくは部品の識別ラベルが除去または変更されている「機械コンポーネント」
- d. IBM が責任を負わない製品により引き起こされた故障
- e. 改造された「機械コンポーネント」
- f. IBM が書面で許諾した範囲を超えるキャパシティーまたは能力で使用されている「機械コンポーネント」

7.2.3 保証サービスのアップグレード

お客様は、保証期間中に、「機械コンポーネント」に対する標準の保証「サービス」を、「取引文書」で定める「サービス」(以下、「保証サービス・アップグレード」といいます。)にアップグレードできる場合があります。IBM は、「アプライアンス」に対して「本特則」に定める「サービス」を提供しますが、「保証サービス・アップグレード」については別途料金を請求します。お客様は、保証期間中において「保証サービス・アップグレード」を終了すること、または、別の「アプライアンス」に移転することはできません。

保証期間が満了すると、「機械コンポーネント」は、「サービス」と同レベルの保守「サービス」に変更されますが、「保証サービス・アップグレード」が利用可能な場合には、お客様が選択した「保証サービス・アップグレード」のレベルになります。

「保証サービス・アップグレード」オプションの詳細については、<http://www.ibm.com/software/appliance/support>に掲載の「IBM アプライアンス・サポート・ハンドブック」を参照してください。

7.3 「プログラム・コンポーネント」の「サービス」(保証期間中および保証期間満了後)

IBM は、「プログラム・コンポーネント」の使用許諾条件に定める保証期間中、IBM の「アプライアンス」の「プログラム・コンポーネント」に対する「サービス」を提供します。IBM は、保証期間中および保証期間満了後に、「本契約」の「ソフトウェア・サブスクリプション & サポート、および特定サポート」の章に定める「プログラム・コンポーネント」に対する追加のサポートを提供します。

保証期間中の「アプライアンス」の「プログラム・コンポーネント」に対する「ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」は「引渡日」に開始します。

7.4 「サービス」のオプション(保証期間中および保証期間満了後)

一部の IBM 「アプライアンス」では、お客様は「取引文書」に定める追加の「サービス」オプション(以下、「サービス・オプション」といいます。)を付加できる場合があります。IBM は、これらの追加「サービス・オプション」を、「取引文書」に定める「サービス」の記述に従って提供します。IBM は、「アプライアンス」に対して「本特則」に定める「サービス」を提供しますが、「サービス・オプション」については別途料金を請求します。

お客様は、「サービス期間」中において「サービス・オプション」を終了すること、または、「サービス・オプション」を別の「アプライアンス」に移転することはできません。

「アプライアンス・サービス・オプション」の詳細については、<http://www.ibm.com/software/appliance/support>に掲載の「IBM アプライアンス・サポート・ハンドブック」を参照してください。

8. 「IBM 機械コンポーネント」の「保守サービス」(保証期間満了後)

保証期間が満了すると、「IBM 機械コンポーネント」に対する保証「サービス」は、「本契約」3.5.4(「ソフトウェア・サブスクリプション & サポート、および特定サポートの自動更新」)の条件および適用される「各国固有の条件」に従って、「アプライアンス保守およびサブスクリプション & サポート・サービス」に変更されます。ただし、「本特則」において、「ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」という文言の後に、「および保守サービス」を追加します。

「アプライアンス保守およびサブスクリプション & サポート・サービス」の一部として、IBM は、「取引文書」に定める「アプライアンス」の「IBM 機械コンポーネント」に対して、「本特則」に定める「サービス」を提供します。この「IBM 機械コンポーネント」に対する「サービス」は、以下により構成されます。

- a. システムの問題が「IBM 機械コンポーネント」または「プログラム・コンポーネント」のいずれに関連するかを判断するための、リモートからのお客様のサポート(問題判別)
- b. 「IBM 機械コンポーネント」を所定の「仕様」どおりの状態に維持または回復するための、「取引文書」に定める「アプライアンス」の「IBM 機械コンポーネント」に対する「サービス」の種類に応じたオンサイトおよびリモート診断サービスならびに修復保守サービス
- c. 「取引文書」に定める「アプライアンス」の「IBM 機械コンポーネント」において提供可能な場合、以下を実施する目的での監視用「プログラム」の導入
 - (1) 永続エラーの検出および分析
 - (2) 一時エラーの相互関係の比較
 - (3) メディアの問題の判別および報告

IBM は、すべての監視用「プログラム」の権利を留保します。お客様は、IBM の要求に従って、「本特則」に定める「サービス」を IBM が提供できるようにするために監視用「プログラム」を実行する場合に限り、その使用が許諾されます。

- d. IBM が必要と考える IBM の製造、技術および開発拠点のサポート専門員による「サービス」
- e. 「IBM 対象機械」の保守可能性、パフォーマンスもしくは安全性を向上させるのに必要で適用可能な標準の「技術変更」、または現場での変更指示の計画、スケジューリング、および導入
- f. 電子的サポート設備の設置および実装におけるお客様のサポート
- g. IBM 担当者に使用を限定したリモートからの診断のための電子的機器の起動による、「取引文書」に定める「アプライアンス」の「IBM 機械コンポーネント」に対する修正および更新の適用

9. サービスの保証

IBM は、「本契約」に定める保証に加え、合理的な範囲の注意義務およびスキルをもって、かつ、その時点での「サービス」の記載に従って、IBM のそれぞれの「サービス」を提供することを保証します。

10. 「アプライアンスの保守およびサブスクリプション & サポート・サービス」の期間および更新

「IBM 機械コンポーネント」の初回の「サービス期間」は、「取引文書」で定める「アプライアンス」の「IBM 機械コンポーネント」の保証期間です。「保証サービス」は、更新することができません。お客様が「アプライアンス」に対する「アプライアンス保守およびサブスクリプション & サポート・サービス」を取得する場合、「アプライアンス保守およびサブスクリプション & サポート・サービス」の初回「サービス期間」は、i) 「アプライアンス」の「IBM 機械コンポーネント」および ii) 「アプライアンス」の「プログラム・コンポーネント」の「ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」の直前の「サービス期間」を更新したものと扱われます。

「アプライアンス保守およびサブスクリプション & サポート・サービス」は「サービス」と同レベルで提供されますが、利用可能な場合は、保証期間中にお客様が選択した「保証サービス・アップグレード」のレベルで提供されます。「アプライアンス保守およびサブスクリプション & サポート・サービス」の初回「サービス期間」は、「IBM 機械コンポーネント」に対する保証期間満了日の翌日に開始します。「アプライアンス保守およびサブスクリプション & サポート・サービス」の初回「サービス期間」は、i) 翌年の同月末日に終了します。ただし、保証期間が月の末日に満了する場合、「サービス期間」は翌年の保証期間満了月と同月の末日に終了し、この場合は「機械コンポーネント」に対する保証期間満了日から 12 カ月間となります。または、該当する場合 ii) お客様の「アニバーサリー・デート」に終了します。この場合、12 カ月より短い「サービス期間」に対して料金を按分計算します。これにより、「アプライアンス保守およびサブスクリプション & サポート・サービス」の「サービス期間」は「アニバーサリー・デート」に合わせて調整されます。

お客様が「アプライアンス」に対する「アプライアンス保守およびサブスクリプション & サポート・サービス」を注文した場合、お客様は、期間が満了した「アプライアンスの保守およびサブスクリプション & サポート・サービス」を、「本契約」3.5.4 (「ソフトウェア・サブスクリプション・サポート、および特定サポートの自動更新」) の条件および適用される「各国固有の条件」に従って、更新することができます。ただし、「本特則」に基づいて提供される「サービス」において、「ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」という文言の後に、「および保守サービス」を追加します。

11. サービスの再開

期間満了となった「アプライアンス保守およびサブスクリプション & サポート・サービス」を復活させるためには、お客様は、「IBM 新規ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」を含む「IBM 新規アプライアンス保守」を取得しなければなりません。IBM は、「アプライアンス保守およびサブスクリプション & サポート・サービス」を再提供する前に、お客様の費用負担により、「アプライアンス」を検査することができるものとします。「アプライアンス」が、保守「サービス」を受けることのできる状態にない場合、お客様は、IBM に対し当該「アプライアンス」を有償で修復するように要求すること、または「アプライアンスの新規保守」の要求を撤回することができます。IBM は、その独自の裁量により、修復が可能か否かを決定するものとします。修復は、有償サービスとして提供されます。

12. 「サービス」の終了および中止

IBM が特定の「アプライアンス」の「アプライアンス保守およびサブスクリプション & サポート・サービス」の営業活動を終了した場合、お客様は以下の事項を了承するものとします。

- a. IBM が、当該「アプライアンス」に対する「アプライアンス保守およびサブスクリプション & サポート・サービス」の更新を提供しないこと。
- b. 営業活動の中止が通知される前に、お客様が「アプライアンス」に対する「アプライアンス保守およびサブスクリプション & サポート・サービス」を更新した場合、IBM が、「アプライアンス」に対する「アプライアンス保守およびサブスクリプション & サポート・サービス」をその時点での「サービス期間」の満了まで継続して提供するか、またはお客様に対し按分により返金すること。

終了後もその性質上残存すべき条項は、履行が完了するまで有効に存続するものとし、譲受および承継人に対しても適用されます。

第 2 章 - 各国固有の条件

以下に定める国での取引において、以下の条件は、第 1 章で定める条項に代わり、または第 1 章で定める条項を変更するものとします。本章で変更のない限り第 1 章の条項は何ら変更なく、有効に存続するものとします。第 2 章は以下で構成されます。

- ヨーロッパ、中東、およびアフリカの国々での「特則」のその他の条項に対する修正

ヨーロッパ、中東、およびアフリカ地域における修正

オーストラリア

7.2 「IBM 機械コンポーネント」の「サービス」(保証期間中および保証期間満了後)

4 番目の段落の第 2 文として、次の規定を追加します。

保証期間中、IBM は、故障した「機械コンポーネント」を IBM に送付するのにお客様が負担した運送料を返金し、また、IBM の費用負担でお客様に返送します。

ドイツ

7.2 「IBM 機械コンポーネント」の「サービス」(保証期間中および保証期間満了後)

4 番目の段落の第 2 文として、次の規定を追加します。

保証期間中、IBM は、故障した「機械コンポーネント」を IBM に送付するのにお客様が負担した運送料を返金します。

「本特則」、「本契約」およびそれらの「取引文書」は、お客様が IBM の「アプライアンス」に対する保証および保守「サービス」を取得する取引に関する両当事者間の完全な合意書であり、これによりお客様および IBM の両当事者間でなされた「アプライアンス・サービス」に関するいかなる従前の口頭または書面による連絡、表明、引受、保証、約束、約定およびコミットメントも、置き換えられるものとします。「本特則」(適用されるすべての「取引文書」を含みます。)に同意するにあたり、いずれの当事者も、「本特則」、「本契約」または「取引文書」に明記されていないいかなる表明にも依拠しないものとします。お客様からの注文または書面での意思表示による条件の追加または変更は、無効とします。

各当事者は、「本特則」(または言及により「本特則」に組み込まれるその他の文書)に記名・押印、または法律によって認められている場合は電子署名することにより、「本特則」の条件を受諾したものとします。本契約が成立した場合、i) 信頼できる手段(例えば、電子イメージ、コピーやファックス)により作成された、「本特則」の複製は、原本と同一とみなされ、ii) 「本特則」に基づき取得したすべての「アプライアンス」の保証および保守「サービス」には「本特則」の条件が適用されるものとします。

同意します。
<お客様法人名>

責任者 _____
記名・押印または署名

氏名 (活字体):

役職 (活字体):

日付:

契約番号 / サイト番号:

IBM お客様番号:

住所: _____

同意します。
<IBM>

責任者 _____
記名・押印または署名

氏名 (活字体):

役職 (活字体):

日付: